

議事要旨(4) 実務対応報告公開草案第 26 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメントについて

西川専門委員長及び秋葉主席研究員より、実務対応報告公開草案第 26 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメントとその対応について、以下のような説明がなされた。

- 本実務対応報告(案)は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにすることを目的としている。
- 本実務対応報告(案)は平成 19 年 3 月 29 日に公表され、5 月 7 日までのコメント期間中に、合計 9 件のコメントを受領した。
- 連結範囲の考え方について、受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合の扱いについて、「当該信託の受益権が売買目的であって、金融商品会計基準や特別の法令の定め適切に従い、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として処理している場合には、事業投資である子会社や関連会社への投資には該当しない」と修正した。
- 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託による流動化において留意すべき事項として、当該信託が委託者兼当初受益者の子会社に該当しないと推定される場合が記載されていたが、改めて記載するまでもないことから、当該記載を削除した。
- 事業を直接買う場合と同様に、金銭の信託の信託財産構成物として事業投資である子会社株式を保有している場合も、個別財務諸表上はいわゆる総額法によることが適当であり、連結財務諸表上は、原則として、その子会社を連結の範囲に含めることになると考えられることを脚注に記載した。
- 公開草案で「参考」として掲げていた開示例は、削除を求めるコメントが複数あったことから削除した。

これらの説明に対して委員より、保有できる資産に制限がある業種の企業に対して当実務対応報告が適用された場合の取扱いをどのように考えればよいかという発言があり、規制業種における取扱いについては、本実務対応報告とは別途に対応すべきではないかという議論がされた。

以上